○厚生労働省告示第三百二十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十七年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第三項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、平成十五年厚生労働省告示第二百五十八号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成十六年厚生労働省告示第二百六十四号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成十七年厚生労働省告示第三百十二号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成十八年厚生労働省告示第四百二十六号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成十九年厚生労働省告示第二百三十四号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成二十年厚生労働省告示第三百六十六号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成二十一年厚生労働省告示第三百三十五号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成二十二年厚生労働省告示第二百五十号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成二十三年厚生労働省告示第二百八号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件）、平成二十四年厚生労働省告示第四百二十六号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件）、平成二十五年厚生労働省告示第二百二十六号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件）及び平成二十六年厚生労働省告示第二百八十九号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の基本手当の日額の算定、高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額の算定及び特例受給資格に係る離職の日が適用日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十七年七月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　雇用保険法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千三百円以上四千六百円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　四千六百円以上一万千六百六十円以下（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、四千六百円以上一万五百円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千三百円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万四千九百二十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万五千六百二十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万四千二百十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万二千七百九十円

○厚生労働省告示第三百二十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千二百八十七円に変更し、平成十五年厚生労働省告示第二百五十九号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成十六年厚生労働省告示第二百六十五号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成十七年厚生労働省告示第三百十三号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成十八年厚生労働省告示第四百二十七号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成十九年厚生労働省告示第二百三十五号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成二十年厚生労働省告示第三百六十七号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成二十一年厚生労働省告示第三百三十六号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成二十二年厚生労働省告示第二百五十一号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件）、平成二十三年厚生労働省告示第二百九号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件）、平成二十四年厚生労働省告示第四百二十七号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件）、平成二十五年厚生労働省告示第二百二十七号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件）、平成二十六年厚生労働省告示第二百二十七号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件）、平成二十七年厚生労働省告示第二百九十号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十七年七月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百二十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十四万千十五円に変更し、平成二十七年八月一日以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用し、平成十五年厚生労働省告示第二百六十号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成十六年厚生労働省告示第二百六十六号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成十七年厚生労働省告示第三百十四号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成十八年厚生労働省告示第四百二十八号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成十九年厚生労働省告示第二百三十六号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成二十年厚生労働省告示第三百六十八号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成二十一年厚生労働省告示第三百三十七号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成二十二年厚生労働省告示第二百五十二号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件）、平成二十三年厚生労働省告示第二百十号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件）、平成二十四年厚生労働省告示第四百二十八号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件）、平成二十五年厚生労働省告示第二百二十八号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件）及び平成二十六年厚生労働省告示第二百九十一号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十七年七月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○農林水産省告示第千八百三十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十七年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、六四五、四〇〇円
褐毛和種	一頭につき、五三九、二〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三三八、九〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一九五、六〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三七三、九〇〇円